

# 全国情報通信企業年金基金制度の概要

## ●基金に加入できる方

65歳未満の厚生年金保険被保険者

## ●給付について

当基金では、より安定した制度運営を目指す観点からキャッシュバランプランを採用しており、次のしくみにより給付額を決定いたします

✓ 給付額は、従業員が加入してから退職までの「積立額と利息額を毎月累計した金額」となります。

✓ 退職者には、受給資格に応じ年金または一時金が給付されます。

### 〈年金〉

受給資格	加入者期間20年以上又は60歳以降退職時の加入者期間10年以上
請求時期	60歳又は60歳以降の退職時から65歳まで

### 〈一時金〉

受給資格	加入者期間1年以上
請求時期	退職時から65歳まで

## ●掛金について

✓ 掛金は全額事業主のご負担により毎月拠出していただきます。

✓ 賞与は掛金対象となりません。

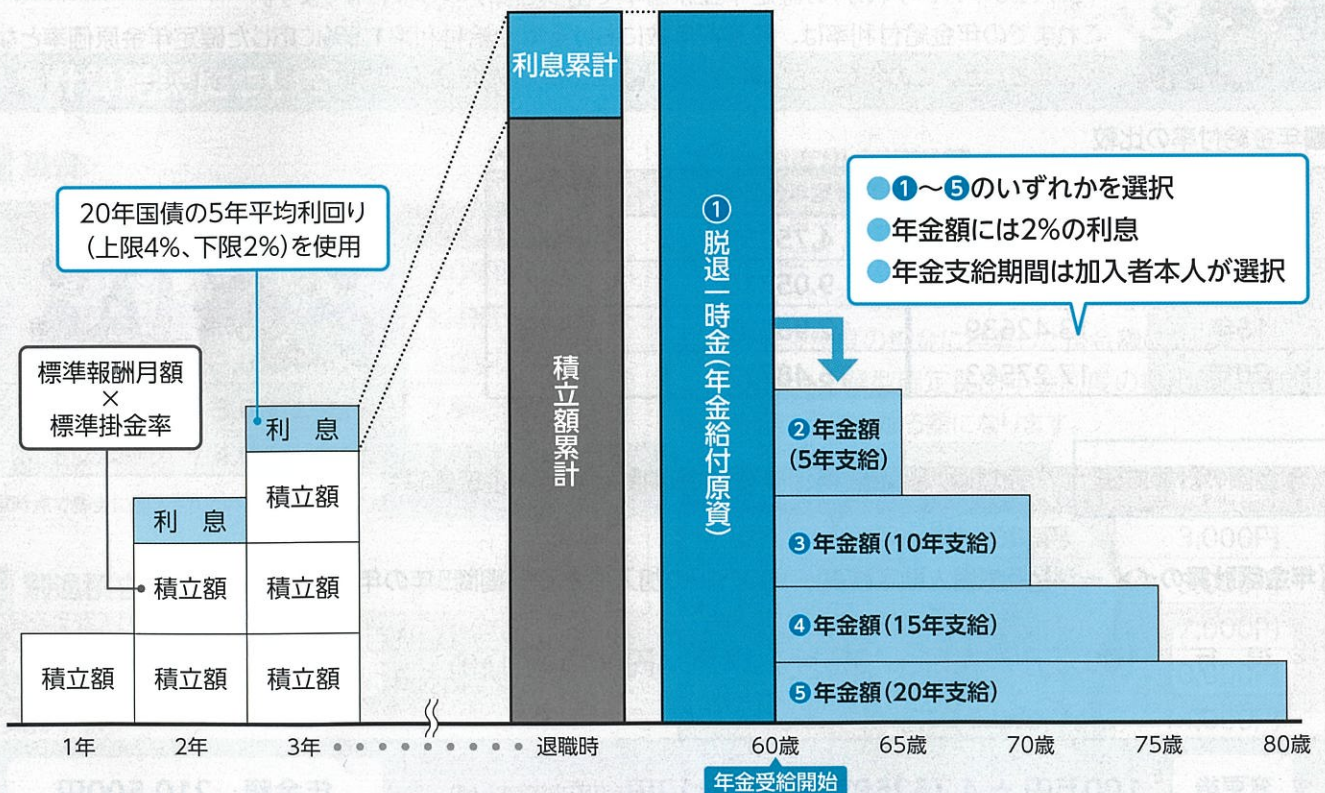
### 〈掛金算出方法〉

標準掛金	標準報酬月額 × 掛金率
事務費掛金	標準報酬月額 × 0.3%

### 標準掛金率表

コース名	標準掛金
Aコース	1.0%
Bコース	1.4%
Cコース	2.0%
Dコース	3.0%
Eコース	4.0%

## イメージ図



※1 年金を選択した方で受給開始から5年以上経過した場合、残りの期間分を一時金として受けることも可能です。